

平成 27 年 7 月  
京都市職員共済組合

〔 222-3240 (共済企画・年金担当)  
3239 (保健担当) 〕

## 目 次

- 1 平成 26 年度決算が承認されました
- 2 長期給付の掛金率の改定及び年金払い退職給付の創設について
- 3 平成 27 年 10 月から被用者年金制度が一元化されます
- 4 所得制限について (在職中における年金の支給停止)
- 5 障害共済年金の在職支給停止の廃止について
- 6 遺族共済年金の転給制度の廃止について
- 7 扶養状況調査を実施します
- 8 特定健診・特定保健指導を健康づくりにご活用ください
- 9 接骨院等の適正な受診について

## 1 平成 26 年度決算が承認されました

平成 27 年 6 月 23 日に開催された第 138 回組合会において、共済組合の平成 26 年度決算が承認されましたので、主な経理科目の概要についてお知らせします。

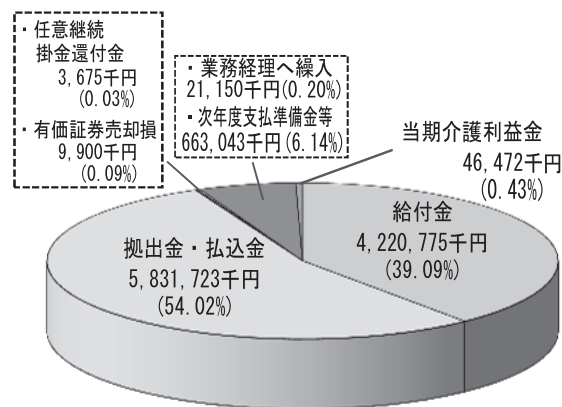
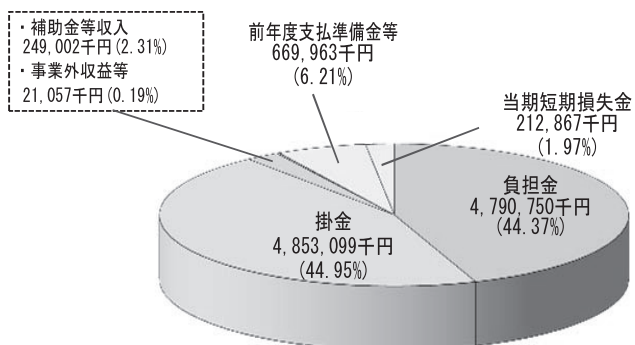
### 1 短期経理〔医療保険〕

短期経理では、組合員とその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡及び災害等の給付を行っています。

収入総額は 105 億 8,387 万円で、主な内訳は京都市等の負担金が 47 億 9,075 万円、組合員の皆様の掛金が 48 億 5,310 万円、補助金等収入 (育児・介護休業手当金交付金) が 2 億 4,900 万円などとなっています。一方、支出総額は 107 億 9,674 万円で、主な内訳は保健給付等の給付金が 42 億 2,078 万円、高齢者医療制度や介護保険制度等への拠出金が 58 億 3,172 万円などとなっています。

介護保険に係る勘定については、当期介護利益金 4,647 万円の黒字を累積赤字の解消に充てる一方で、医療保険に係る勘定については、医療費や高齢者医療制度への拠出金負担が高水準で推移しているため、当期短期損失金 (赤字) として、2 億 1,287 万円を計上し、積立金を取り崩して収支を均衡させています。

今後、医療費の伸びや拠出金の増加により、財政状況はますます厳しくなっていくことが想定され、ひいては、組合員の皆様や事業主から頂く掛金及び負担金の額に影響してきます。組合員の皆様におかれましては、当組合の安定的な財政運営また掛金率等の上昇抑制のためにも、適正な医療機関の受診やジェネリック医薬品の積極的な利用等にご協力くださいますようお願いいたします。



◇収入 計10,583,871千円

◆支出 計10,796,738千円

※ ( ) は収入又は支出総額に占める割合

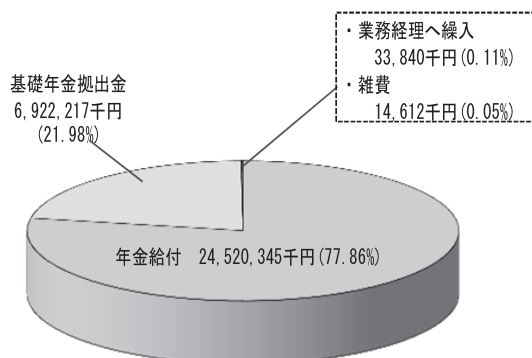
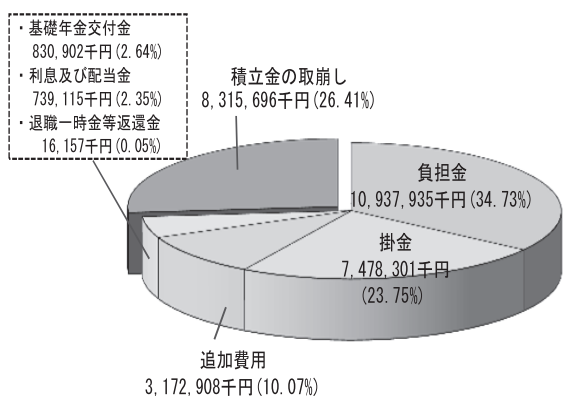
- ◇ 負担金・・・地方公共団体が負担する負金
- ◇ 掛金・・・組合員の皆様が負担する掛金
- ◇ 補助金等収入・・・育児・介護休業手当金の交付に係る補助金
- ◇ 事業外収益・・・保有資産の利息及び配当金等

- ◆ 拠出金・・・高齢者医療制度や介護保険制度等への拠出金
- ◆ 次年度支払準備金・・・将来の給付金支払のために積立なければならない準備金

2 長期経理〔年金〕

長期経理では、掛金や負担金の他、将来の年金支給のために積み立てた積立金や、その運用収入により、退職者等への年金給付を行っています。

収入総額は231億7,532万円で、主な内訳は京都市等の負担金が109億3,794万円、組合員の皆様の掛金が74億7,830万円、追加費用が31億7,291万円、基礎年金交付金が8億3,090万円、運用収入が7億3,912万円となっています。一方、支出総額は314億9,101万円で、主な内訳は年金給付が245億2,035万円、基礎年金拠出金が69億2,222万円となっています。なお、収入と支出の差額83億1,570万円については、長期給付積立金から取り崩しており、平成26年度末の積立金は180億2,091万円となっています。



◇収入 計23,175,319千円

◆支出 計31,491,014千円

- ◇ 追加費用・・・共済組合が発足した昭和37年12月より前の期間に相当する年金の実額を地方公共団体が負担するもの

## 組合員・年金受給権者数等

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
組合員数(A) [人]	13,921	13,734	13,688	13,635	13,775
年金受給権者数 [人]	16,599	16,896	17,135	16,979	17,128
うち退職共済年金等 受給権者数(B) [人]	10,952	11,140	11,283	11,042	11,104
成熟度(B/A) [%]	78.7	81.1	82.4	81.0	80.6

成熟度・・・組合員と退職共済年金等受給権者（在職20年以上であった者）の人数の割合を示した数値のこと

### 3 業務経理〔事務費〕

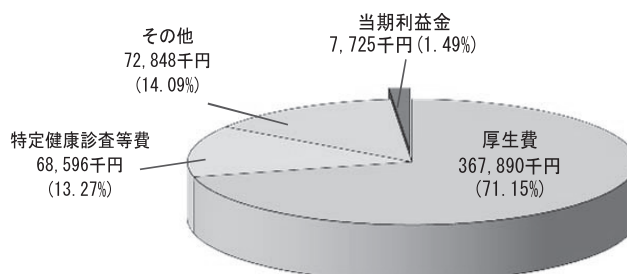
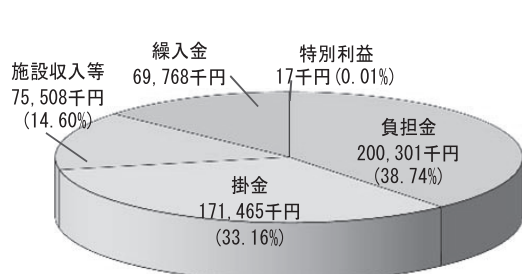
業務経理は、短期及び長期給付に係る事務費を管理・執行する経理です。この経理の費用は、京都市等の負担金と短期及び長期経理からの繰入金によって賄われています。

収入総額は、1億6,984万円で、主な内訳は京都市等の負担金が1億1,421万円、短期及び長期経理からの繰入金が5,499万円となっています。一方、支出総額は1億4,617万円で、主な内訳は図書印刷費や郵送料等の事務費が1,354万円、システム等の開発や管理に係る委託費が1億246万円、全国市町村職員共済組合連合会への分担金が1,560万円、システムの機器のリース等の賃借料が652万円、共済組合ニュース等の普及費が324万円となっています。なお、収入と支出の差額2,367万円については、当期利益金として計上しています。

### 4 保健経理〔保健事業〕

保健経理では、組合員の健康の保持増進を図ることを目的に、特定健康診査・特定保健指導、人間ドック・脳ドック・各種がん検診、職員相談室、スポーツ施設、歩こう会、保養所きよみずなどの事業を行っています。

収入総額は5億1,706万円で、内訳は京都市等の負担金が2億30万円、組合員の皆様の掛金が1億7,147万円、施設収入等が7,551万円、貸付経理からの繰入金が6,977万円となっています。この繰入金は、平成26年度から京都市職員厚生会と共同で実施している会員制福利厚生事業に係る経費に充当するために繰り入れたものです。一方、支出総額は5億933万円で、主な内訳は各種検診事業等を実施するための厚生費が3億6,789万円、特定健康診査等費が6,860万円となっています。なお、収入と支出の差額773万円については、当期利益金として計上しています。



◇収入 計517,059千円

◆支出 計509,334千円

- ◇ 施設収入等・・・定期健康診断に代えて人間ドックを受けられた方に係る事業主からの法定健診受託料等
- ◆ 厚生費・・・人間ドック、脳ドック、がん検診に係る健康診断費、体育事業助成、スポーツ施設及び各種セミナーに係る経費等
- ◆ その他・・・保養所きよみずや職員相談室の運営経費等

## 5 貸付経理〔貸付事業〕

貸付経理では、組合員の臨時（住宅、住宅災害、高額医療及び出産）の支出に対する貸付を行っています。

	住宅貸付	高額医療貸付	出産貸付
貸付件数（件）	1	0	0
貸付金額（千円）	1,200	0	0

## 2 長期給付の掛金率の改定及び年金払い退職給付の創設について

### 1 長期給付の掛金率の改定

平成27年9月及び10月に長期給付の掛金率が以下のとおり改定されます。

平成27年9月以降の掛金率（保険料率）

（単位：千分比）

	現 行	平成27年9月	平成27年10月以降
給料 （標準報酬月額）	105.775	<b>107.9875</b>	<b>86.39</b>
期末勤勉手当 （標準期末手当等の額）	84.62	<b>86.39</b>	

※カッコの額については平成27年10月から適用

被用者年金一元化法の施行に伴い、共済年金が厚生年金に統一されることにより、これまでの「掛金」という名称も「保険料」という名称に変わります。

また、「標準報酬制」に移行するため、今までは給料と期末勤勉手当で率が異なっていましたが、平成27年10月からは共通の率となります。

### 2 年金払い退職給付の創設

共済年金の職域年金相当部分（いわゆる3階部分）廃止後に、新たな年金として支給されるものです。（詳細につきましては、平成27年3月発行の共済組合ニュースをご覧ください。）

新たに徴収することとなる保険料は労使折半となり、保険料率はそれぞれ以下のとおりとなる予定です。

平成27年10月から平成28年3月までの保険料率 （単位：千分比）

	現 行	平成27年10月
標準報酬月額	—	<b>7.5（予定）</b>
標準期末手当等の額	—	

### 3 平成27年10月から被用者年金制度が一元化されます

#### ○ 公務員等も厚生年金に加入し、共済年金は厚生年金に統一されます。

※ 平成27年10月以降に受給権が発生する場合は、共済年金ではなく厚生年金を受給することとなります。

現在の公的年金制度のうち、民間企業や官公庁等に勤めている人が加入する年金制度を被用者年金制度といい、大きく次の2つに分かれています。

- ① 厚生年金保険制度：民間企業に勤務する人が加入
- ② 共済年金制度：国家公務員や地方公務員、私立学校の教職員が加入

被用者年金制度の一元化は、この「共済年金制度」を「厚生年金保険制度」に統一することをいいます。

今後のさらなる少子・高齢化に備え、将来に向けた年金制度の安定性を高めるとともに、公平な仕組みを確保するため、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成27年10月から一元化されることになりました。

一元化後は、私たち京都市職員(共済組合員に限ります。)も厚生年金保険に加入することになり、給与等から控除される保険料(掛金)の算定方法や年金の給付内容等が、厚生年金保険に合わせて変更されます。

変更される主な3つの事項について、次の4～6でご説明いたします。

なお、一元化に係る政省令が未公布であるため、現時点での予定となります。

### 4 所得制限について(在職中における年金の支給停止)

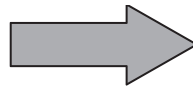
給料等を受け取っている老齢厚生年金又は退職共済年金の受給者については、1月当たりの給料等と年金の合計額が一定の基準を超えると、年金の一部又は全部を支給停止することとなっています。この支給停止の基準となる額は年齢によって区別され、65歳未満の方は月額28万円、65歳以上の方は月額47万円となります。

**(給料等+年金)の合計額が基準額(28万円又は47万円)を超える場合、基準額を超える額の2分の1が支給停止となります。**

#### 【 共 済 年 金 】

- 退職共済年金受給者が共済組合員となった場合  
(給料等+年金)が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。  
職域部分は全額支給停止。
- 退職共済年金受給者が厚生年金被保険者となった場合  
(給料等+年金)が47万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。  
職域部分は全額支給。

一元化後は…



#### 【 厚 生 年 金 】

- 退職共済年金又は老齢厚生年金受給者が厚生年金被保険者となった場合
    - ・ 65歳未満の方は(給料等+年金)が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。
    - ・ 65歳以上の方は(給料等+年金)が47万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。
- ※ 公務員として勤務する場合は、職域部分は全額支給停止となる予定です。

- ※ ここで言う「給料等」とは、勤務先の標準報酬月額（一元化前の共済組合員である場合は、本給×1.25）と直近1年間の標準期末手当等の額の総額の12分の1を加えた額です。
- ※ ここで言う「年金」とは、決定年金額から職域部分、加給年金額及び経過的加算を控除した額の12分の1の額です。
- ※ 2つ以上の実施機関の年金を受給する場合は合算して計算し、算出された停止額をそれぞれの年金額で按分して、停止額を算出します。
- ※ 停止基準額（47万円、28万円）は、賃金や物価の変動に応じて改定される場合があります。

## 5 障害共済年金の在職支給停止の廃止について

現在、障害共済年金の受給権者が共済組合員として在職中の間は、原則として年金は支給停止となっていますが、厚生年金制度には同様の支給停止制度がないため、平成27年10月以降、厚生年金制度に合わせて障害共済年金は在職中であっても支給されることとなります。（ただし、公務員として在職中の場合は、職域部分は引き続き支給停止となります。）

なお、平成27年10月以降に障害を事由とする年金の受給権が発生したときは、障害厚生年金を受給することとなります。その場合も同様に在職中であっても支給されることとなります。

### ○ 現在、障害共済年金の受給権をお持ちの方々へ（在職支給停止中の方々へ）

被用者年金一元化に際し、障害共済年金が在職中のため支給停止となっている方は、支給停止解除のため、障害等級の再認定が必要となる場合があります。再認定が必要な方には、順次、個別に共済組合からお知らせしております。

### ○ 障害の状態にあるが、障害共済年金を請求していないの方々へ

共済組合員である間に初診日があり、初診日から1年6箇月が経過しているか症状が固定している場合で、地方公務員等共済組合法の規定による障害等級に該当すれば、障害を事由とする年金を受給する権利が発生します。

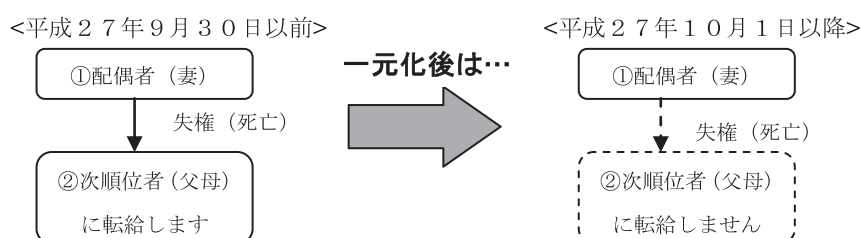
障害年金を受給するための詳細な要件については、共済組合までお問い合わせください。また、障害年金の等級と身体障害者手帳等の等級は必ずしも一致しませんのでご注意ください。

## 6 遺族共済年金の転給制度の廃止について

遺族共済年金は、まず、先順位の方に支給され、その後、先順位の方が失権したときは、次順位の方に引き続き支給されます（転給制度）。

この転給制度は、共済年金特有の制度であり、被用者年金一元化により廃止されます。また平成27年10月以降に受給権が発生する場合は、「遺族厚生年金」となります。

（例）遺族共済年金を受給中の子のいない妻が死亡した場合



- ※ 遺族共済年金・遺族厚生年金を受給できる順位は、①配偶者及び子、②父母、③孫、④祖父母の順になります。
- ※ 「遺族厚生年金」の「遺族」として認定された20歳未満の障害の状態にある子・孫は、20歳到達で「遺族」ではなくなります。
- ※ 「遺族共済年金」の「遺族」として認定された障害の状態にある子・孫は、平成27年10月以降も引き続き「遺族」となりますが、平成27年9月30日時点で次順位となっている孫は「遺族」ではなくなります。
- ※ 「遺族」が夫、父母、祖父母の場合は、55歳以上の場合に遺族厚生年金を受給することができます。ただし、60歳未満の間は支給停止となります。

## 7 扶養状況調査を実施します

当組合では、年に一度、組合員の被扶養者となっている方が、現在も被扶養者としての要件を満たしているかを確認するため、扶養状況調査を行っています。

共済組合の運営は皆様一人お一人の保険料で成り立っていることから、被扶養者の実態を正しく把握することで、負担と給付の公平性を確保しています。

調査の対象となる組合員の皆様には、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### 調査対象者（以下の条件をいずれも満たす被扶養者）

- ◇認定年月日が平成26年12月31日以前である方
- ◇平成27年7月1日時点で、引き続き認定を受けている方
- ◇平成27年4月1日時点で、満18歳以上の方

8月上旬に対象となる組合員の皆様に対し、各所属を通じて「扶養状況調査票」を配布しますので、必要事項を記載のうえ、添付書類とあわせて提出期限までに所属の庶務担当者へ提出してください。



### ☆よくある質問に収入の平均月額の考え方があります☆

就職やパート・アルバイトの収入がある場合、認定基準額（年額130万円・月額108,334円）の変動にご注意ください。

(例) 4月の収入	70,000円	} A }	} B }
5月の収入	110,000円		
6月の収入	90,000円		
7月の収入	130,000円		

上記の例でいくと

A : 4月～6月の平均  
90,000円

と

B : 5月～7月の平均  
110,000円

A : 90,000円 < 108,334円 → 基準内のため、継続して被扶養者のままです。

B : 110,000円 > 108,334円 → 削除の申請が必要です。

(上記の例の場合8月1日が削除日になります。)

## 8 特定健康診査・特定保健指導を健康づくりにご活用ください

共済組合では、「心臓病」「脳卒中」「がん」などを引き起こすメタボリックシンドロームの早期発見を目的とした特定健康診査（特定健診）を、40歳以上の方を対象に実施しています（職員の方は定期健康診断や人間ドックで実施）。

7月初旬には、特定健診受診率のさらなる向上に向け、**40歳以上の被扶養者の方を対象に特定健診の受診券を配布**しました。受診券を利用することで、ご近所の診療所などで健診を**無料で**受診することができます。



また、特定健診の結果、生活習慣の改善が必要な方に対しては、特定保健指導を実施します。特定保健指導では、まず初めに面接を行い、医師や管理栄養士、保健師などの専門家とともに、お一人お一人のライフスタイルに合った健康づくりの方法を考えます。そして半年後、取組の成果を専門家とともに振り返ります。対象になられた方は、積極的にご利用ください。

## 9 接骨院等の適正な受診について

接骨院・整骨院（柔道整復師）や鍼・灸<sup>はり きゅう</sup>等での施術の受診については、下記の点についてご留意いただき、医療費の適正支給に向け、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 1 負傷原因を正確に伝えましょう！

接骨院・整骨院等で受診する際、保険適用になる施術には範囲があります。

保険適用外の施術を受けた場合は、受診された組合員が施術料を全額負担することとなりますので、ご注意ください。

#### ○保険適用となる症状○

- 急性、亜急性で外傷性の捻挫、打撲、挫傷  
(例)・転倒打撲
  - ・スポーツでの捻挫
  - ・重いものを持ったときに生じた腰痛
- 骨折、脱臼の応急処置  
(2回目以降は、医師の同意が必要)

#### ×保険適用とならない場合×

- 日常生活からくる疲れや単なる肩こり、腰痛症等
- スポーツや仕事、家事などによる筋肉疲労
- 打撲や捻挫が治った後のマッサージ等
- 症状の改善が見られない長期にわたる漫然とした施術
- 以前の骨折や捻挫などが治癒後に痛み出した場合
- 過去の交通事故などによる後遺症（症状固定）
- リウマチや関節炎など神経性の筋肉や関節の痛み
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 椎間板ヘルニアなど医師が治療すべき病気
- 負傷年月日や負傷原因が不明確で捻挫・挫傷との因果関係のはっきりしないもの

### 2 施術内容を確認しましょう！

接骨院・整骨院等が共済組合に施術料を請求する場合、「療養費支給申請書」という書類を共済組合へ提出することとなります。療養費支給申請書には、必ず組合員の皆様の内容確認と自筆の署名が必要になります。

申請書に記載されている施術部位、受診日数、一部負担金の額、負傷名、負傷原因に注意し、内容を確認したうえで、署名をしてください。

### 3 照会文書への回答にご協力をお願いします！

当組合では、接骨院・整骨院等で施術を受けられた方に照会文書を送付しています。

いただいた回答は、接骨院・整骨院等から当組合への請求に間違いがないかを確認するために活用しています。回答がないと、請求内容の確認ができず、医療費を適正に支給できない可能性があります。

なお、この確認は、請求内容に不明な点が見受けられた場合にのみ行うため、全ての受診者に対して確認を行うものではなく、また、整骨院等への受診を抑制しようとするものではありません。

発行：京都市職員共済組合  
住所：〒604-8571 中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488  
電話：075-222-3240（共済企画・年金担当）  
3239（保健担当）



この印刷物が  
不要になれば  
「雑がみ」として  
古紙回収等へ！